



平成 20 年 9 月 1 日

各 位

会 社 名 新輝合成株式会社
代表者名 代表取締役社長 山下 陽子
(JASDAQ・コード：7929)
問合せ先 取締役管理部長 久保田 政光
電話番号 048 - 556 - 6161

当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、平成 20 年 9 月 1 日開催の取締役会において、当社の代表取締役社長である山下陽子氏が発行済株式の全てを所有する Blue River 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について賛同の意見を表明することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本公開買付けは、買付け等を行う株券数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）の株券上場廃止基準に該当した場合、当社の株券は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また下記にあるとおり、公開買付者は、山下陽子氏（所有株式数：2,055,700 株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）：26.58%）、当社の第二位株主である山下勝司氏（所有株式数：1,784,234 株、所有割合：23.07%）、当社の第三位株主である山下鶴夫氏（所有株式数：1,659,636 株、所有割合：21.46%。以下山下陽子氏、山下勝司氏、山下鶴夫氏を総称して「創業家一族」といいます。）の所有分と合わせ当社株式の全てを取得できなかった場合にも、本公開買付け成立後に、当社株式を保有する株主の皆様に対し、最終的に当社株式に代えて金銭を交付することとなる手法により、公開買付者及び創業家一族（以下「公開買付者等」といいます。）の所有に係る当社株式数の合計が、当社の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数となることを予定しており、その結果当社の株券は上場廃止になる予定です。

記

1. 公開買付者の概要

（平成 20 年 9 月 1 日現在）

（１）商 号	Blue River 株式会社
（２）主 な 事 業 内 容	プラスチック家庭用品の製造・販売 有価証券の保有、運用及び管理 前各号に附帯する一切の業務
（３）設 立 年 月 日	平成 20 年 8 月 1 日
（４）本 店 所 在 地	東京都中央区明石町 7 番 8 -1302 号

(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役 山下陽子	
(6) 資 本 金 の 額	10 百万円	
(7) 大株主及び持株比率	山下陽子	100.00%
(8) 公開買付者と当社の 関 係 等	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	当社の代表取締役社長である山下陽子氏が公開買付者の代表取締役を兼任しております。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への 該 当 状 況	該当事項はありません。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(本公開買付けに関する意見の内容)

当社は、本日開催の取締役会において、山下陽子氏以外の取締役全員の賛成により本公開買付けに賛同することを決議いたしました。したがって、本公開買付けが実施された場合には、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨いたします。

なお、山下陽子氏は、公開買付者の株主であると同時に代表取締役であり、構造的に当社と利益相反状態にあることに鑑み、特別利害関係人としてその審議及び決議には参加しておりません。

また、上記取締役会には山下陽子氏以外の当社の取締役及び監査役全員が出席し、出席取締役の全員一致で決議が行われ、出席した社外監査役を含む当社の監査役は、いずれも当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

(本公開買付けの背景及び当社にとっての意義)

当社は、前代表取締役社長である山下鶴夫氏が、昭和 20 年 12 月に創立した新輝合成樹脂工芸社（配線器具の製造販売を目的として東京都品川区荏原にて創業、昭和 27 年 3 月よりプラスチック家庭用品の成形加工・販売を開始）を母体に昭和 33 年 5 月に設立されたプラスチック家庭用品の製造販売業者であります。

生産面では、昭和 34 年 10 月、埼玉県行田市長野に行田工場を、昭和 36 年 3 月、埼玉県行田市若小玉に若小玉工場（現埼玉工場）をそれぞれ開設し（昭和 38 年 2 月、行田工場を閉鎖し、若小玉工場に統合）昭和 45 年 9 月に本社事務所を東京都品川区西五反田に移転した後も、昭和 48 年 9 月、福岡県糟屋郡久山町に福岡工場を、昭和 50 年 9 月、滋賀県八日市市（現在の東近江市）下二俣町に滋賀工場を、それぞれ開設する等、自社で高付加価値な商品を製造する体制を構築してきました。また、販売面では、各地域ブロック単位で仕入先（計 70 社）及び得意先（全国 400 社の二次問屋）を抱える等、生産から販売の一貫体制を敷いてきました。

この結果、昭和 40 年代後半に 20 億円弱であった売上高が、昭和 50 年代後半には 63 億円にまで成長し、平成 2 年には過去最高の 82 億円を計上するまでに至り、平成 3 年 12 月には、株式を日本証券業協会に店頭登録しました（平成 16 年 12 月、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）に株式を上場）。その後も、平成 7 年 4 月、栃木県足利市福富新町に足利工場を

開設し、平成 15 年 3 月には、埼玉工場において「ISO9001」を取得する等、現状に甘んじることなく、常に前向きな姿勢で臨んできました。このように、当社は、昭和 33 年の設立以来、プラスチックの可能性を生かした皆様に愛される製品作りを目指し、また、生活のあらゆる場面に貢献できる高品質な製品を開発・製作し、リーズナブルに販売する努力を重ねてきました。

しかしながら、いわゆる「バブル」崩壊により市場の安売りブームが到来し、中国製品等の安価な輸入品の流入により外国の製品との価格競争が激化したことに加え、消費者の生活備品の買い控え傾向が進む等、当社を取り巻く経営環境は厳しいものへと変化してきました。また、ここ数年、ナフサ等の原料価格の高騰によって、製造コストが著しく増加するとともに、燃料・輸送費等の値上がりによって、物流コストが著しく増加しております。これらを含む様々な経営環境の急激な悪化に起因して、近時の経営状態は極めて厳しい状況におかれております。

特に、製造コストの高騰が利益に与える影響は甚大であり、年間億単位の利益が減少しております。加えて、ナフサ等の原料価格の度重なる値上げに象徴される原材料価格の先行きは、投機対象となった重油価格の不安定さ、原料そのものの生産量、及び新興国の動向が予測できないことによって不透明感が増しております。したがって、今後も原材料価格の高騰に伴う原価率の上昇に起因して利益が一層減少する可能性は否定できません。

このような状況の中、当社は、現在まで、次のような施策に取り組んできました。

まず、開発面では、社内スタッフ及び社外協力会社の総力を結集して、コスト・アイディア・デザインを基本テーマにオリジナリティーの高い製品の開発に努め、自社の主力製品である清掃用品・じょうろ・まな板等の従来のアイテムを拡充するとともに、モデル・チェンジを含めた開発に取り組むことによって、主力製品の一層の充実・強化を図ってきました。また、環境対応、生活の変化に伴う従来型製品の改善等、人の暮らしを考え使いやすさを考慮した製品開発にも取り組んできました。

次に、生産面では、工場の省力化、成形機の 1 台あたりの生産性の向上、工場間の有機的な関係によって、生産・出荷の機動力アップと徹底したコスト削減を図ってきました。また、在庫削減計画の実施に伴い、多品種小ロット生産に移行するための生産体制の見直しに取り組んできました。さらに、平成 19 年 10 月には、足利工場を閉鎖・売却し、埼玉工場に統合することによって、経営資源の集中及び生産効率の向上を図ってきました。

最後に、販売面では、OEM・PB 製品の積極的な受注活動を行うとともに、販路についても従来の卸問屋経由を主体とした販売体制から、小売業への直接販売、他の販売ルートへの事業展開をすることによって、現在の流通システムに対応可能な体制を構築し、徹底した在庫と物流コストの削減に取り組んでまいりました。また、今年度前期からは、やむを得ず販売価格の引き上げを断行いたしました。

かかる施策の結果、当社の売上高はほぼ 50 億円程度で推移してきました。しかしながら、他方で営業損益は、上記のような厳しい経営努力により若干の回復を見せたものの、本年 7 月に 12 回目のナフサの値上げが実施される等、原料価格の急激な高騰により合成樹脂原材料の上昇が収まらないことに加え、原料価格の上昇により利益改善が達成できなかった足利工場に係る土地や機械を減損処理したこと等から、依然として営業損失を計上しており、極めて厳しい状況となっています。

当社の代表取締役社長である山下陽子氏は、このような厳しい状況下において、当社が長期的な視点に立って当社の企業価値を維持・向上させるための方策について検討を重ねました。その結果、「プラスチックの可能性を生かした皆様に愛される製品作りを目指し、また、生活のあらゆる場面に貢献できる高品質な製品を開発・製作しリーズナブルに販売する」という当社の事業方針を維持するためには、大規模かつ迅速なコスト削減と製品の品質向上が必要不可欠な経営課題であると認識し、次の諸方策を含む抜本的な改革が必要との結論に至りました。

具体的には、当社の現在の機械設備は非常に古く、設立当時の一連の流通体制に合わせて構築したものであるため、経営戦略に対して機動的に設備変換可能な設備となっておらず、また、機械自体の性能も、現在のものと比較すると格段に低いこと等の点でコスト増加を及ぼしていることから、当社の現在の機械よりも消費電力が少なく、かつ、環境への配慮を求められる今日においては、廃油も出ない電動インジェクション機械等の大型生産設備の各工場への導入を積極的に進める等により生産効率及び環

境に配慮した設備の再構築を行うこと、 大部分の工場が市場拡大期の昭和 40 年代に建てられ、旺盛な需要に応えるために増改築を重ねておりましたが、老朽化が進み、機械設備を受け入れるための地盤の整備の必要性、物流の安全性向上のための改築の必要性等の早急に対応すべき課題も生じてきており、さらには出荷の体制が建設当時のままとなっており現在の流通体制に適合しておらず、非効率な流通システムが原因となり流通コストが増加しているため、荷物の積み下ろし作業の効率化を図るための工場における物流ターミナルの整備、無駄のない動きで出荷業務を行うことができる物流倉庫の改善、梱包作業等のファクトリーオートメーション化等、より効率性の高い流通体制を構築すべく、建て直しを含む抜本的な変更等により、今まで以上の徹底したコスト削減と製品の品質向上を図ることや、 開発面、生産面及び販売面に携わる当社の全ての従業員のより一層の士気の向上と、これに伴う製品の品質向上、コスト削減及び売上の増加等が挙げられます。

他方、依然として不透明な原料価格高騰への備えとして内部留保資金を確保しつつ、上記のような一連の企業価値向上のための方策、特に工場設備の再構築等の大幅な設備投資を断行する場合、工場設備の再構築には相応の期間が必要となりその効果が直ちに現れるものではないことから、一時的にせよ、コスト増加やキャッシュ・フロー悪化に伴う業績の悪化が見込まれます。

また、「お勝手」から「台所」、「キッチン」へと変化してきたように、人々のライフスタイルは日々変化し、近年そのスピードは速度を増しており、かかるライフスタイルの変化に対応するための研究開発コストも増大傾向にあります。したがって、抜本的なコスト削減による現状維持にとどまらず顧客ニーズに対応した高品質な製品を迅速に開発・販売するためには、国内外の生活・商品の調査、生活者の変化に対応するためのマーケティング、デザイン設計部門をスキルアップするための教育、理想のデザインを実現するための生産方式・技術の研究、新素材の研究と試作等、製品開発体制の強化が必要となり、かかる体制の強化には、時間とコストがかかることから、更なるコストの増加やキャッシュ・フローの悪化に伴う業績の悪化も見込まれます。しかしながら、既述のコストの増加やキャッシュ・フローの悪化は、短期的な業績の拡大を志向している資本市場において十分に評価されず、株主の皆様に対して、短期的にマイナスの影響を及ぼす可能性が否定できません。

よって、上記の諸方策を実行するためには、当社を中長期的に支援することができる中核安定株主、経営陣及び従業員が一体となり、経営陣が中長期的な視点に立って自己責任において柔軟かつ機動的な経営判断を実現できる経営体制を構築することが不可欠と考えられます。

そこで、山下陽子氏は、大規模設備投資を含む諸策に伴うリスクを一般株主の皆様に移すことを回避するとともに、中核安定株主、経営陣及び従業員が一体となって事業遂行に取り組むことのできる経営体制を構築するための手段について、フィナンシャル・アドバイザーである日興コーディアル証券株式会社（以下「日興コーディアル証券」といいます。）に助言を受けるとともに、当社の経営陣と協議いたしました。その結果、当社の株主の皆様はその保有する株式売却の機会を提供することを条件に、マネジメント・バイアウトを行うことによって、当社の株式を非公開化することが、当社の中長期的な企業価値の向上にとって最善の手段であるとの結論に至りました。

なお、当社は、上記のとおり、平成 3 年に株式を日本証券業協会に店頭登録（平成 16 年 12 月、ジャスダック証券取引所に株式を上場）し、資本市場からの資金調達、ステータス・知名度の向上、それに伴う優秀な従業員の確保、顧客及び取引先の皆様に対する信用力の向上等、様々なメリットを享受してきました。しかしながら、近年、金融商品取引法の新たな内部統制ルールである「J-SOX（日本版 SOX 法）」を初めとする資本市場に対する規制が強化されていることに伴って、株式の上場を維持するためのコスト（株主管理コスト、株主総会開催コスト、監査・内部統制コスト、開示コスト等）が増大しております。かかるコストは今後も更に増大することが予想されることから、当社の利益創出の足かせになる可能性は否めません。したがって、山下陽子氏は、当社の企業価値を中長期的に検討した場合、株式上場に起因するデメリットがメリットを上回っているものと考えられ、かかる観点からも、マネジメント・バイアウトによる本取引が当社の中長期的な企業価値向上にとって最善の手段であると考えに至りました。

以上のような検討を経て、山下陽子氏は、創業家一族が所有する当社の株式及び当社の自己株式を除

く、当社の発行済株式の全てを取得することにより、当社の株式を非公開化させるための一連の取引（以下「本取引」といいます。）を行うこととし、その一環として、本公開買付けの実施を決定したものであります。

本取引完了後は、創業家一族を株主として、既述の施策を実行し、中長期的視点に立った当社企業価値の向上に邁進いたします。

当社は、公開買付者から本取引に関する提案を受け、下記の各措置を講じつつ、公開買付者との真摯な協議を経て、上記の当社の現状及び本取引により得られる効果、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の妥当性等を慎重に検証いたしました。その結果、当社の株主の皆様はその保有する株式売却の機会を提供することを条件に、本取引を断行することが、当社の中長期的な企業価値の向上にとって最善の手段であるとの結論に至り、本公開買付けに賛同の意を表明し、応募を推奨することを決議いたしました。

（買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置）

公開買付者は、本公開買付けの公正性を担保するために、主として以下のような事項を考慮いたしました。

独立した法律事務所からの助言

本取引に関する当社取締役会の意思決定において取締役の恣意的な判断がなされないことを目的として、当社は、取締役会決議に基づき、末吉綜合法律事務所に本取引及び本公開買付けにおける意思決定方法その他の留意点に関する助言を求めました。

末吉綜合法律事務所は、当社取締役会に複数回出席して本取引によって実現することが見込まれる当社の企業価値向上の具体的内容等について説明を受けたほか、助言にあたり一定の情報を受領しております。また、山下陽子氏及び公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーである日興コーディアル証券に対し、本取引に関する質疑応答を行っております。

当社取締役会は、末吉綜合法律事務所からの助言を踏まえ、検討及び取締役会における審議を行った結果、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同することについて、全員一致で承認可決しました。

独立した第三者算定機関からの算定書取得

公開買付者は、買付価格の決定にあたり、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーで第三者算定機関でもある日興コーディアル証券より平成 20 年 8 月 27 日に提出された当社株式に係る株式価値算定書（評価基準日：平成 20 年 8 月 26 日）を参考にしました。

日興コーディアル証券は、当社の株式価値を算定するに際して、公開買付者より提出された当社の事業計画等を検証のうえ、当社が継続企業であるとの前提の下、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法、類似上場会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を用いて当社の株式価値算定を行いました。

・市場株価法

当社の評価基準日を平成 20 年 8 月 26 日として、1 ヶ月終値平均株価及び 3 ヶ月終値平均株価で株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 199 円から 205 円と算定しました。

・類似上場会社比較法

当社と事業内容、企業規模、収益状況等が類似している上場会社の EBIT 倍率、EBITDA 倍率及び PER 倍率を求め、その比較を通じて当社の株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 193 円から 474 円と算定いたしました。

・ D C F 法

当社が将来獲得することを期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、1株当たりの株式価値を385円から397円と算定いたしました。

公開買付者は、本公開買付けに係る買付価格を、株式価値算定書の算定結果や当社株式の過去の売買価格等を参考に慎重に検討いたしました。買付価格の算定手法として、市場株価法及び類似上場会社比較法はその評価額に客観性を反映できること、D C F 法に関しては、当社の将来におけるキャッシュ・フローを勘案して評価できる手法であること、また、本取引は上場廃止を企図したものであり既存株主への影響が大きいことや、当社による本公開買付けに対する賛同の可否及び本公開買付けの見通し並びに当社の財務状況等も勘案し、既存株主に対してプレミアムを付加した買付価格を提示することが相当であると判断し、当社との協議・交渉の結果も踏まえた上で、公開買付者は平成20年9月1日に、400円を買付価格とすることを決定いたしました。

なお、買付価格は、本公開買付けの開始を決定した日の前営業日（平成20年8月29日）までのジャスダック証券取引所における当社株式の終値の1ヶ月平均値約202円、3ヶ月平均値約205円、6ヶ月平均値約212円に対して、それぞれ約98%、約95%、約88%のプレミアムを加えた価格であります。

一方、当社取締役会は、本取引が、当社の代表取締役社長自らが代表者を務める公開買付者による当社株式の取得をその要素としていることから、本来、企業価値の向上を通じて株主の利益を代表すべき当社の取締役が、株式の買付者側の性格も併せ持つことになり、構造的な利益相反状態を内包していることに鑑み、公開買付者から提示された買付価格に対する意思決定において、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるウェイドアドバイザリー株式会社（以下「ウェイドアドバイザリー」といいます。）を選定し、当社の株式価値算定を依頼しました。

ウェイドアドバイザリーは、当社の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得して説明を受けました。そして、ウェイドアドバイザリーは、それらの情報を踏まえて当社の株式価値を算定し、下記株式価値の算定結果を当社取締役会に報告いたしました。

・ 市場株価法

当社の評価基準日を平成20年8月26日として、1ヶ月終値平均株価及び、3ヶ月終値平均株価、6ヶ月平均株価及び12ヶ月平均株価で株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を199円から243円と算定しました。

・ 類似上場会社比較法

当社と事業内容、企業規模、収益状況等が類似している上場会社の EBITDA 倍率、PER 倍率及び PBR 倍率を求め、その比較を通じて当社の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を339円から484円と算定いたしました。

・ D C F 法

当社が将来獲得することを期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、1株当たりの株式価値を348円から404円と算定いたしました。

当社の取締役会は、ウェイドアドバイザリーの株式価値算定書の算定結果を参考に公開買付者との協議・交渉の結果を踏まえた上で、買付価格その他本公開買付けの諸条件の妥当性について、当社の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に検討した結果、本日開催の取締役会において、買付価格その他本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主に対して合理的な価格により当社の株

式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同することにつき、全員一致で承認可決しました。

取締役及び監査役全員の承認

本取引に関連して開催された当社取締役会においては、当社の代表取締役社長である山下陽子氏は、公開買付者の株主であると同時に代表取締役であり、構造的に当社と利益相反状態にあることに鑑みて、上記 記載の賛同決議を含む本取引に関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。他方、本公開買付けに賛同する旨の決議を行った上記 記載の本日開催の取締役会を含む本取引に関連する決議の行われた全ての当社取締役会には、山下陽子氏以外の当社の取締役及び監査役全員が出席し、出席取締役の全員一致で決議が行われております。さらに、社外監査役を含む当社の監査役は、いずれも当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

買付け等の期間を比較的長期間に設定

公開買付者は、法令に定められた最低期間は 20 営業日であるところ、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、30 営業日としております。かかる公開買付期間を比較的長期間にすることにより、株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって買付価格の適正性を担保しております。また、公開買付者と当社は取引保護条項を含む合意を行っておりません。上記公開買付期間の設定と併せ、これによっても買付価格の適正性は担保されていると考えられます。

（本取引のうち本公開買付け後の取引（いわゆる二段階買収に関する事項について）

本公開買付けの成立後、公開買付者は、創業家一族と合わせて、当社の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の 71%を超える株式を取得することになりますが、本公開買付けにより、創業家一族の所有する株式と併せて、当社の自己株式を除いた全株式を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け後本取引の一環として、以下の方法により、公開買付者を除く当社の株主に対して当社株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者等の所有に係る当社株式数の合計が、当社の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数となるよう一連の手続（以下「本手続」といいます。）を行うことを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後速やかに、公開買付者は、定款の一部変更をして当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、定款の一部変更をして当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、及び 当社の当該株式の全部取得と引換えに別個の種類の当社株式を交付することを付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請する意向を有しています。当該臨時株主総会の開催にあたり、公開買付者は、上記 乃至 を同一の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを要請する予定です。また、本手続を実行するに際しては、本臨時株主総会において上記 のご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記 については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、当社に対し、本臨時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。なお、当社はかかる要請に応じて本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催することを検討しており、本臨時株主総会及び本種類株主総会は、平成 20 年 12 月頃に開催される見込みです。

なお、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、創業家一族と合わせて、当社の総議決権の 71%を超える株式を所有することになりますが、公開買付者及び創業家一族は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、当社の発行

する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別個の種類の当社株式が交付されることとなりますが、当社の株主の中で交付されるべき当該別個の種類の当社株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手續に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格（及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額）については、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は本日現在未定ですが、公開買付者は当社に対し、公開買付者等の所有に係る当社株式数の合計が、当社の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数となるよう公開買付者等以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

また、公開買付者は、これらの手續を行った後、当社を存続会社とし、公開買付者を消滅会社とする吸収合併等のグループ内組織再編を実施することを計画しております。

なお、上記乃至の手續に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i) 上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めにしたがって、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記の全部取得条項が付された株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めにしたがって、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、上記(i)又は(ii)の方法がとられた場合に株主が取得できる価格は、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手續等に関しては株主各自において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。公開買付者は、上記乃至の方法については、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の当社株主による当社の株式の所有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を当社に対して要請する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者は、公開買付者等の所有に係る当社株式数の合計が、当社の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数となるよう、公開買付者等以外の当社の株主に対して最終的に現金を交付する方法を採用するよう、当社に要請することを予定しております。この場合における当該当社株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定です。

かかる乃至の議案や手續の実施の詳細につきましては、その決定次第、金融商品取引所等を通じ速やかに公表いたします。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手續における税務上の取扱については、株主各自により税務専門家にご確認下さい。

（上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由）

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、当社株式に係る株券は、所定の手續を経て上場廃止となる可能性があります。さらに、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、公開買付者等の所有に係る当社株式数の合計が、当社の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数となることを予定しておりますので、その場合には当社株式に係る株券は上場廃止になります。上場廃止後は、当社株式に係る株券をジャスダック証券取引所において取引することができません。

(注) マネジメント・バイアウトとは、一般に、買収対象会社の業務執行を行う取締役の全部又は一部が、買収対象会社の支配権を取得する取引をいいます。

3．公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4．会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5．公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6．公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

以 上

添付資料： 「新輝合成株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

各 位

Blue River 株式会社
代表取締役 山下陽子

新輝合成株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

Blue River 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、新輝合成株式会社（コード：7929、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

（公開買付者による買付けの概要等）

公開買付者は、対象者の代表取締役社長である山下陽子氏が本日現在、その発行済株式の全てを所有する株式会社です。山下陽子氏は、公開買付者の代表取締役に就任しております。

公開買付者は、対象者の筆頭株主である山下陽子氏（所有株式数：2,055,700 株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）：26.58%）、対象者の第二位株主である山下勝司氏（所有株式数：1,784,234 株、所有割合：23.07%）、対象者の第三位株主である山下鶴夫氏（所有株式数：1,659,636 株、所有割合：21.46%）（以下山下陽子氏、山下勝司氏及び山下鶴夫氏を総称して「創業家一族」といいます。）が所有する対象者の株式及び対象者の自己株式を除く、対象者の発行済株式の全てを取得することにより、対象者の株式を非公開化させるための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施いたします。

なお、公開買付者は、創業家一族との間で本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。また、本公開買付けの成立を条件として、対象者株式の議決権その他の権利について共同して行使することを合意しております。

本公開買付けはいわゆるマネジメント・バイアウト（注）の一環として実施される取引であり、公開買付者は、対象者の取締役会の賛同のもと、友好的に対象者の株式を取得するために、金融商品取引法に基づき本公開買付けを行うものです。

対象者の代表取締役社長である山下陽子氏は、上記のとおり、公開買付者へ出資を行うとともに、本取引成立後も、特段の事情がない限り引き続き対象者の代表取締役社長に留まり、対象者の経営の指揮を執る予定です。また、山下陽子氏以外を対象者の現在の取締役も、本取引成立後、特段の事情がない限り引き続き対象者の取締役として経営に参画する予定です。

（公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程）

対象者は、前代表取締役社長である山下鶴夫氏が、昭和 20 年 12 月に創立した新輝合成樹脂工芸社（配線器具の製造販売を目的として東京都品川区荏原にて創業、昭和 27 年 3 月よりプラスチック家庭用品の成形加工・販売を開始）を母体に昭和 33 年 5 月に設立されたプラスチック家庭用品の製造販売業者であります。

生産面では、昭和 34 年 10 月、埼玉県行田市長野に行田工場を、昭和 36 年 3 月、埼玉県行田市若小玉に若小玉工場（現埼玉工場）をそれぞれ開設し（昭和 38 年 2 月、行田工場を閉鎖し、若小玉工場に統合）、昭和 45 年 9 月に本社事務所を東京都品川区西五反田に移転した後も、昭和 48 年 9 月、福岡県糟屋郡久山町に福岡工場を、昭和 50 年 9 月、滋賀県八日市市（現在の東近江市）下二俣町に滋賀工場を、それぞれ開設する等、自社で高付加価値な商品を製造する体制を構築してきました。また、販売面では、各地域ブロック単位で仕入先（計 70 社）及び得意先（全国 400 社の二次問屋）を抱える等、生産から販売の一貫体制を敷いてきました。

この結果、昭和 40 年代後半に 20 億円弱であった売上高が、昭和 50 年代後半には 63 億円にまで成長し、平成 2 年には過去最高の 82 億円を計上するまでに至り、平成 3 年 12 月には、株式を日本証券業協会に店頭登録しました（平成 16 年 12 月、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）に株式を上場）。その後も、平成 7 年 4 月、栃木県足利市福富新町に足利工場を開設し、平成 15 年 3 月には、埼玉工場において「ISO9001」を取得する等、現状に甘んじることなく、常に前向きな姿勢で臨んできました。このように、対象者は、昭和 33 年の設立以来、プラスチックの可能性を生かした皆様に愛される製品作りを目指し、また、生活のあらゆる場面に貢献できる高品質な製品を開発・製作し、リーズナブルに販売する努力を重ねてきました。

しかしながら、いわゆる「バブル」崩壊により市場の安売りブームが到来し、中国製品等の安価な輸入品の流入により外国の製品との価格競争が激化したことに加え、消費者の生活備品の買い控え傾向が進む等、対象者を取り巻く経営環境は厳しいものへと変化してきました。また、ここ数年、ナフサ等の原料価格の高騰によって、製造コストが著しく増加するとともに、燃料・輸送費等の値上がりによって、物流コストが著しく増加しております。これらを含む様々な経営環境の急激な悪化に起因して、近時の経営状態は極めて厳しい状況におかれております。

特に、製造コストの高騰が利益に与える影響は甚大であり、年間億単位の利益が減少しております。加えて、ナフサ等の原料価格の度重なる値上げに象徴される原材料価格の先行きは、投機対象となった重油価格の不安定さ、原料そのものの生産量、及び新興国の動向が予測できないことによって不透明感が増しております。したがって、今後も原材料価格の高騰に伴う原価率の上昇に起因して利益が一層減少する可能性は否定できません。

このような状況の中、対象者は、現在まで、次のような施策に取り組んできました。

まず、開発面では、社内スタッフ及び社外協力会社の総力を結集して、コスト・アイデア・デザインを基本テーマにオリジナリティーの高い製品の開発に努め、自社の主力製品である清掃用品・じょうろ・まな板等の従来のアイテムを拡充するとともに、モデル・チェンジを含めた開発に取り組むことによって、主力製品の一層の充実・強化を図ってきました。また、環境対応、生活の変化に伴う従来型製品の改善等、人の暮らしを考え使いやすさを考慮した製品開発にも取り組んできました。

次に、生産面では、工場の省力化、成形機の 1 台あたりの生産性の向上、工場間の有機的な関係によって、生産・出荷の機動力アップと徹底したコスト削減を図ってきました。また、在庫削減計画の実施に伴い、多品種小ロット生産に移行するための生産体制の見直しに取り組んできました。さらに、平成 19 年 10 月には、足利工場を閉鎖・売却し、埼玉工場に統合することによって、経営資源の集中及び生産効率の向上を図ってきました。

最後に、販売面では、OEM・PB 製品の積極的な受注活動を行うとともに、販路についても従来の卸問屋経由を主体とした販売体制から、小売業への直接販売、他の販売ルートへの事業展開をすることによって、現在の流通システムに対応可能な体制を構築し、徹底した在庫と物流コストの削減に取り組んでまいりました。また、今年度前期からは、やむを得ず販売価格の引き上げを断行いたしました。

かかる施策の結果、対象者の売上高はほぼ 50 億円程度で推移してきました。しかしながら、

他方で営業損益は、上記のような厳しい経営努力により若干の回復を見せたものの、本年7月に12回目のナフサの値上げが実施される等、原料価格の急激な高騰により合成樹脂原材料の上昇が収まらないことに加え、原料価格の上昇により利益改善が達成できなかった足利工場に係る土地や機械を減損処理したこと等から、依然として営業損失を計上しており、極めて厳しい状況となっています。

対象者の代表取締役社長である山下陽子氏は、このような厳しい状況下において、対象者が長期的な視点に立って対象者の企業価値を維持・向上させるための方策について検討を重ねました。その結果、「プラスチックの可能性を生かした皆様に愛される製品作りを目指し、また、生活のあらゆる場面に貢献できる高品質な製品を開発・製作しリーズナブルに販売する」という対象者の事業方針を維持するためには、大規模かつ迅速なコスト削減と製品の品質向上が必要不可欠な経営課題であると認識し、次の諸方策を含む抜本的な改革が必要との結論に至りました。

具体的には、対象者の現在の機械設備は非常に古く、設立当時の一連の流通体制に合わせて構築したものであるため、経営戦略に対して機動的に設備変換可能な設備となっておらず、また、機械自体の性能も、現在のものと比較すると格段に低いこと等の点でコスト増加を及ぼしていることから、対象者の現在の機械よりも消費電力が少なく、かつ、環境への配慮を求められる今日においては、廃油も出ない電動インジェクション機械等の大型生産設備の各工場への導入を積極的に進める等により生産効率及び環境に配慮した設備の再構築を行うこと、大部分の工場が市場拡大期の昭和40年代に建てられ、旺盛な需要に応えるために増改築を重ねておりましたが、老朽化が進み、一部の工場については、機械設備を受け入れるための地盤の整備の必要性、物流の安全性向上のための改築の必要性等の早急に対応すべき課題も生じてきており、さらには出荷の体制が建設当時のままとなっており現在の流通体制に適合しておらず、非効率な流通システムが原因となり流通コストが増加しているため、荷物の積み下ろし作業の効率化を図るための工場における物流ターミナルの整備、無駄のない動きで出荷業務を行うことができる物流倉庫の改善、梱包作業等のファクトリーオートメーション化等、より効率性の高い流通体制を構築すべく、建て直しを含む抜本的な変更等により、今まで以上の徹底したコスト削減と製品の品質向上を図ることや、開発面、生産面及び販売面に携わる対象者の全ての従業員のより一層の士気の向上と、これに伴う製品の品質向上、コスト削減及び売上の増加等が挙げられます。

他方、依然として不透明な原料価格高騰への備えとして内部留保資金を確保しつつ、上記のような一連の企業価値向上のための方策、特に工場設備の再構築等の大幅な設備投資を断行する場合、工場設備の再構築には相応の期間が必要となりその効果が直ちに現れるものではないことから、一時的にせよ、コスト増加やキャッシュ・フロー悪化に伴う業績の悪化が見込まれます。

また、「お勝手」から「台所」、「キッチン」へと変化してきたように、人々のライフスタイルは日々変化し、近年そのスピードは速度を増しており、かかるライフスタイルの変化に対応するための研究開発コストも増大傾向にあります。したがって、抜本的なコスト削減による現状維持にとどまらず、顧客ニーズに対応した高品質な製品を迅速に開発・販売するためには、国内外の生活・商品の調査、生活者の変化に対応するためのマーケティング、デザイン設計部門をスキルアップするための教育、理想のデザインを実現するための生産方式・技術の研究、新素材の研究と試作等、製品開発体制の強化が必要となり、かかる体制の強化には、時間とコストがかかることから、更なるコストの増加やキャッシュ・フローの悪化に伴う業績の悪化も見込まれます。しかしながら、既述のコストの増加やキャッシュ・フローの悪化は、短期的な業績の拡大を志向している資本市場において十分に評価されず、株主の皆様に対して、短期的にマイナスの影響を及ぼす可能性が否定できません。

よって、上記の諸方策を実行するためには、対象者を中長期的に支援することができる中核

安定株主、経営陣及び従業員が一体となり、経営陣が中長期的な視点に立って自己責任において柔軟かつ機動的な経営判断を実現できる経営体制を構築することが不可欠と考えられます。

そこで、山下陽子氏は、大規模設備投資を含む諸策に伴うリスクを一般株主の皆様に移譲することを回避するとともに、中核安定株主、経営陣及び従業員が一体となって事業遂行に取り組むことのできる経営体制を構築するための手段について、フィナンシャル・アドバイザーである日興コーディアル証券株式会社（以下「日興コーディアル証券」といいます。）に助言を受けるとともに、対象者の経営陣と協議いたしました。その結果、対象者の株主の皆様はその保有する株式売却の機会を提供することを条件に、マネジメント・バイアウトを行うことによって、対象者の株式を非公開化することが、対象者の中長期的な企業価値の向上にとって最善の手段であるとの結論に至りました。

なお、対象者は、上記のとおり、平成3年に株式を日本証券業協会に店頭登録（平成16年12月、ジャスダック証券取引所に株式を上場）し、資本市場からの資金調達、ステータス・知名度の向上、それに伴う優秀な従業員の確保、顧客及び取引先の皆様に対する信用力の向上等、様々なメリットを享受してきました。しかしながら、近年、金融商品取引法の新たな内部統制ルールである「J-SOX（日本版SOX法）」を初めとする資本市場に対する規制が強化されていることに伴って、株式の上場を維持するためのコスト（株主管理コスト、株主総会開催コスト、監査・内部統制コスト、開示コスト等）が増大しております。かかるコストは今後も更に増大することが予想されることから、対象者の利益創出の足かせになる可能性は否めません。したがって、山下陽子氏は、対象者の企業価値を中長期的に検討した場合、株式上場に起因するデメリットがメリットを上回っているものと考えられ、かかる観点からも、マネジメント・バイアウトによる本取引が対象者の中長期的な企業価値向上にとって最善の手段であると考えに至りました。

以上のような検討を経て、山下陽子氏は、創業家一族が所有する対象者の株式及び対象者の自己株式を除く、対象者の発行済株式の全てを取得することにより、対象者の株式を非公開化させるための一連の取引を行うこととし、その一環として、本公開買付けの実施を決定したものであります。

本取引完了後は、創業家一族を株主として、既述の施策を実行し、中長期的視点に立った対象者企業価値の向上に邁進いたします。

（買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置）

公開買付者は、本公開買付けの公正性を担保するために、主として以下のような事項を考慮いたしました。

独立した法律事務所からの助言

本取引に関する対象者取締役会の意思決定において取締役の恣意的な判断がなされないことを目的として、対象者は、取締役会決議に基づき、末吉綜合法律事務所に本取引及び本公開買付けにおける意思決定方法その他の留意点に関する助言を求めました。

末吉綜合法律事務所は、対象者取締役会に複数回出席して本取引によって実現することが見込まれる対象者の企業価値向上の具体的内容等について説明を受けたほか、助言にあたり一定の情報を受領しております。また、山下陽子氏及び公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーである日興コーディアル証券に対し、本取引に関する質疑応答を行っております。

対象者取締役会は、末吉綜合法律事務所からの助言を踏まえ、検討及び取締役会における審議を行った結果、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同することについて、全員一致で承認可決しました。

独立した第三者算定機関からの算定書取得

公開買付者は、買付価格の決定にあたり、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーで第三者算定機関でもある日興コーディアル証券より平成 20 年 8 月 27 日に提出された対象者株式に係る株式価値算定書（評価基準日：平成 20 年 8 月 26 日）を参考にしました。

日興コーディアル証券は、対象者の株式価値を算定するに際して、公開買付者より提出された対象者の事業計画等を検証のうえ、対象者が継続企業であるとの前提の下、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法、類似上場会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を用いて対象者の株式価値算定を行いました。

・市場株価法

対象者の評価基準日を平成 20 年 8 月 26 日として、1 ヶ月終値平均株価及び 3 ヶ月終値平均株価で株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 199 円から 205 円と算定しました。

・類似上場会社比較法

対象者と事業内容、企業規模、収益状況等が類似している上場会社の EBIT 倍率、EBITDA 倍率及び PER 倍率を求め、その比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 193 円から 474 円と算定いたしました。

・DCF 法

対象者が将来獲得することを期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 385 円から 397 円と算定いたしました。

公開買付者は、本公開買付けに係る買付価格を、株式価値算定書の算定結果や対象者株式の過去の売買価格等を参考に慎重に検討いたしました。買付価格の算定手法として、市場株価法及び類似上場会社比較法はその評価額に客観性を反映できること、DCF 法に関しては、対象者の将来におけるキャッシュ・フローを勘案して評価できる手法であること、また、本取引は上場廃止を企図したものであり既存株主への影響が大きいことや、対象者による本公開買付けに対する賛同の可否及び本公開買付けの見通し並びに対象者の財務状況等も勘案し、既存株主に対してプレミアムを付加した買付価格を提示することが相当であると判断し、対象者との協議・交渉の結果も踏まえた上で、公開買付者は平成 20 年 9 月 1 日に、400 円を買付価格とすることを決定いたしました。

なお、買付価格は、本公開買付けの開始を決定した日の前営業日（平成 20 年 8 月 29 日）までのジャスダック証券取引所における対象者株式の終値の 1 ヶ月平均値約 202 円、3 ヶ月平均値約 205 円、6 ヶ月平均値約 212 円に対して、それぞれ約 98%、約 95%、約 88%のプレミアムを加えた価格であります。

一方、対象者取締役会は、本取引が、対象者の代表取締役社長自らが代表者を務める公開買付者による対象者株式の取得をその要素としていることから、本来、企業価値の向上を通じて株主の利益を代表すべき対象者の取締役が、株式の買付者側の性格も併せ持つことになり、構造的な利益相反状態を内包していることに鑑み、公開買付者から提示された買付価格に対する意思決定において、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるウェイドアドバイザー株式会社（以下「ウェイドアドバイザー」といいます。）を選定し、対象者の株式価値算定を依頼しました。

ウェイドアドバイザーは、対象者の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討す

るため、対象者取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得して説明を受けました。そして、ウェイドアドバイザーは、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定し、その株式価値の算定結果を対象者取締役会に報告いたしました。

対象者の取締役会は、ウェイドアドバイザーの株式価値算定書の算定結果を参考に公開買付者との協議・交渉の結果を踏まえた上で、買付価格その他本公開買付けの諸条件の妥当性について、対象者の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に検討した結果、本日開催の取締役会において、買付価格その他本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主に対して合理的な価格により対象者の株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同することにつき、全員一致で承認可決しました。

取締役及び監査役全員の承認

本取引に関連して開催された対象者取締役会においては、対象者の代表取締役社長である山下陽子氏は、公開買付者の株主であると同時に代表取締役であり、構造的に対象者と利益相反状態にあることに鑑みて、上記記載の賛同決議を含む本取引に関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。他方、本公開買付けに賛同する旨の決議を行った上記記載の本日開催の取締役会を含む本取引に関連する決議の行われた全ての対象者取締役会には、山下陽子氏以外の対象者の取締役及び監査役全員が出席し、出席取締役の全員一致で決議が行われております。さらに、社外監査役を含む対象者の監査役は、いずれも対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

買付け等の期間を比較的長期間に設定

公開買付者は、法令に定められた最低期間は 20 営業日であるところ、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、30 営業日としております。かかる公開買付期間を比較的長期間にすることにより、株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって買付価格の適正性を担保しております。また、公開買付者と対象者は取引保護条項を含む合意を行っておりません。上記公開買付期間の設定と併せ、これによっても買付価格の適正性は担保されていると考えられます。

（本取引のうち本公開買付け後の取引（いわゆる二段階買収に関する事項について））

本公開買付けの成立後、公開買付者は、創業家一族と合わせて、対象者の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の 71%を超える株式を取得することになりますが、本公開買付けにより、創業家一族の所有する株式と併せて、対象者の自己株式を除いた全株式を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け後本取引の一環として、以下の方法により、公開買付者を除く対象者の株主に対して対象者株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者及び創業家一族（以下「公開買付者等」といいます。）の所有にかかる対象者株式数の合計が、対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数となるよう一連の手続（以下「本手続」といいます。）を行うことを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後速やかに、公開買付者は、定款の一部変更をして対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、定款の一部変更をして対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、及び対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付することを付議議案に含む臨時株主総会の開催を対象者に要請する意向を有しています。当該臨時株主総会の開催にあたり、公開買付者は、上記乃至を同一の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを要請する予定です。また、本

手続を実行するに際しては、本臨時株主総会において上記のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、対象者に対し、本臨時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。なお、対象者はかかる要請に応じて本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催することを検討しており、本臨時株主総会及び本種類株主総会は、平成 20 年 12 月頃に開催される見込みです。

なお、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、創業家一族と合わせて、対象者の総議決権の 71%を超える株式を所有することになりますが、公開買付者及び創業家一族は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主の中で交付されるべき当該別個の種類の対象者株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格（及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額）については、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は本日現在未定ですが、公開買付者は対象者に対し、公開買付者等の所有にかかる対象者株式数の合計が、対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数となるよう公開買付者等以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

また、公開買付者は、これらの手続を行った後、対象者を存続会社とし、公開買付者を消滅会社とする吸収合併等のグループ内組織再編を実施することを計画しております。

なお、上記乃至の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i) 上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めにしたがって、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記の全部取得条項が付された株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めにしたがって、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの (i) 又は (ii) の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、上記 (i) 又は (ii) の方法がとられた場合に株主が取得できる価格は、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各自において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。公開買付者は、上記乃至の方法については、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の対象者株主による対象者の株式の所有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を対象者に対して要請する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者は、公開買付者等の所有にかかる対象者株式数の合計が、対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数となるよう、公開買付者等以外の対象者の株主に対して最終的に現金を交付する方法を採用するよう、対象者に要請することを予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定です。

かかる乃至の議案や手続の実施の詳細につきましては、その決定次第、金融商品取引所

等を通じ速やかに公表いたします。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱については、株主各自により税務専門家にご確認下さい。

(上場廃止となる見込がある旨及び上場廃止を目的とする理由)

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、対象者株式にかかる株券は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。さらに、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、公開買付者等の所有にかかる対象者株式数の合計が、対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数となることを予定しておりますので、その場合には対象者株式にかかる株券は上場廃止になります。上場廃止後は、対象者株式にかかる株券をジャスダック証券取引所において取引することができません。

(注) マネジメント・バイアウトとは、一般に、買収対象会社の業務執行を行う取締役の全部又は一部が、買収対象会社の支配権を取得する取引をいいます。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

商 号	新輝合成株式会社	
事 業 内 容	合成樹脂成型品の製造及び販売	
設 立 年 月 日	昭和 33 年 5 月 21 日	
本 店 所 在 地	東京都品川区西五反田二丁目 14 番 10 号	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山下陽子	
資 本 金	1,125 百万円（平成 20 年 6 月 30 日現在）	
大株主及び持株比率 （平成 20 年 3 月 31 日現在）	山下陽子	22.36%
	山下鶴夫	21.45%
	山下勝司	21.38%
	山下恵美子	5.89%
	竹内弘子	4.20%
	エスアイエスセガインターセトルエーjee (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行)	2.30%
	中島和信	2.01%
	竹内朋子	1.72%
	新輝合成従業員持株会	1.66%
	松山秀樹	1.16%
公 開 買 付 者 と 対 象 者 の 関 係 等	資 本 関 係	該当事項はありません。

	人 的 関 係	対象者の代表取締役社長である山下陽子氏が公開買付者の代表取締役を兼任しております。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注1) 山下陽子氏が平成20年9月1日付で財務局に提出した変更報告書によりますと、山下陽子氏は、山下恵美子氏より相続により325,714株取得しており、同日現在の持株比率は26.58%となっております。

(注2) 山下勝司氏が平成20年9月1日付で財務局に提出した変更報告書によりますと、山下勝司氏は、山下恵美子氏より相続により130,304株取得しており、同日現在の持株比率は23.07%となっております。

(注3) 対象者が平成20年8月14日に提出した第52期第1四半期報告書によりますと、同第1四半期会計期間における大株主の異動は対象者において把握されておられません。

(2) 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成20年9月2日(火曜日)から平成20年10月16日(木曜日)まで(30営業日)

対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格 1株につき、金400円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

公開買付者は、買付価格の決定にあたり、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーで第三者算定機関でもある日興コーディアル証券より平成20年8月27日に提出された株式価値算定書(評価基準日:平成20年8月26日)を参考にしました。

日興コーディアル証券は、対象者の株式価値を算定するに際して、公開買付者より提出された対象者の事業計画等を検証のうえ、対象者が継続企業であるとの前提の下、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。

.市場株価法

対象者の評価基準日を平成20年8月26日として、1ヶ月終値平均株価及び3ヶ月終値平均株価で株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を199円から205円と算定しました。

.類似上場会社比較法

対象者と事業内容、企業規模、収益状況等が類似している上場会社のEBIT倍率、EBITDA倍率及びPER倍率を求め、その比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を193円から474円と算定いたしました。

.DCF法

対象者が将来獲得することを期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、1株当たりの株式価値を385円から397円と算定いたしました。

公開買付者は、本公開買付けにかかる買付価格を株式価値算定書の算定結果や対象者株式の過去の売買価格等を参考に慎重に検討いたしました。買付価格の算定手法として、市場株価法及び類似上場会社比較法はその評価額に客観性を反映できること、DCF法に関しては、対象者の将来におけるキャッシュ・フローを勘案して評価できる手法であること、また、本取引は上場廃止を企図したものであり既存株主への影響が大きいことや、対象者による本公開買付けに対する賛同の可否及び本公開買付けの見通し並びに対象者の財務状況等も勘案し、既存株主に対してプレミアムを付加した買付価格を提示することが相当であると判断し、対象者との協議・交渉の結果も踏まえた上で、公開買付者は平成20年9月1日に、400円を買付価格とすることを決定いたしました。

なお、買付価格は、本公開買付けの開始を決定した日の前営業日（平成20年8月29日）までのジャスダック証券取引所における対象者株式の終値の1ヶ月平均値約202円、3ヶ月平均値約205円、6ヶ月平均値約212円に対して、それぞれ約98%、約95%、約88%のプレミアムを加えた価格であります。

算定の経緯

（買付価格の決定に至る過程）

公開買付者の代表取締役である山下陽子氏は、平成20年5月から、それまでに検討していた経営改革案を具体的に推進すること、ひいては対象者の中長期的な企業価値の維持・向上を目的として、対象者の非公開化の実行の検討を開始いたしました。山下陽子氏は、当該非公開化の実行を検討するにあたり、対象者の株式価値の算定を開始するため、平成20年6月に第三者算定機関として日興コーディアル証券を選任し、同算定人の意見を参考に対象者の株式価値算定を自ら進めてまいりました。また、公開買付者は日興コーディアル証券に対して対象者の株式価値の算定を依頼した結果、平成20年8月27日付で日興コーディアル証券より株式価値算定書を受領しております。

（買付価格の決定について）

公開買付者は、買付価格の決定にあたり、日興コーディアル証券より提出された株式価値算定書を参考にいたしました。株式価値算定書によれば、日興コーディアル証券は、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法を用いて対象者の株式価値算定を行ったとのことであり、その結果は以下のとおりです。

市場株価法：199円～205円

類似上場会社比較法：193円～474円

DCF法：385円～397円

公開買付者は、本公開買付けにかかる買付価格を株式価値算定書の算定結果、対象者株式の過去の売買価格等を参考に慎重に検討いたしました。その結果、株式価値算定書における算定手法が、客観性及び対象者の将来の収益性を考慮している点、本公開買付けが上場廃止を企図したものであり既存株主への影響が大きい点、対象者による本公開買付けに対する賛同の可否及び本公開買付けの見通し並びに対象者の財務状況等の点も勘案し、既存株主に対してプレミアムを付加した買付価格を提示することが相当であると判断し、対象者との協議・交渉の結果

も踏まえた上で、公開買付者は、平成 20 年 9 月 1 日に、400 円を買付価格とすることを決定いたしました。

（買付価格の公正性を担保し、利益相反を回避するための措置について）

上記公開買付者における買付価格の算定に対して、対象者は、平成 20 年 7 月、買付価格の公正に検討するために、第三者算定機関より意見を聴取することとし、当該第三者算定機関としてウェイドアドバイザーを選任し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。対象者は、平成 20 年 8 月 28 日、ウェイドアドバイザーより、対象者の株式価値の算定結果を記載した株式価値算定書を取得した上で、公開買付者と協議・交渉を行いました。

また、本取引に関する対象者取締役会の意思決定において取締役の恣意的な判断がなされないことを目的として、対象者は、取締役会決議に基づき、末吉綜合法律事務所に本取引及び本公開買付けにおける意思決定方法その他の留意点に関する助言を求めました。

末吉綜合法律事務所は、対象者取締役会に複数回出席して本取引によって実現することが見込まれる対象者の企業価値向上の具体的内容等について説明を受けたほか、助言にあたり一定の情報を受領しております。また、山下陽子氏及び公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーである日興コーディアル証券に対し、本取引に関する質疑応答を行っております。

その上で、対象者においては、ウェイドアドバイザーから受領した株式価値算定書の算定結果を参考とし、末吉綜合法律事務所からの助言を踏まえ、平成 20 年 9 月 1 日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けに始まる本取引が対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断して本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議を行うに至っております。

また、対象者の代表取締役社長を務める山下陽子氏は、公開買付者の代表取締役兼株主でもあり、公開買付者とは構造的に利益相反状態にあることに鑑み、本取引に関連する対象者における全ての決議について、その審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加しておりません。本公開買付けに対する賛同決議を含めた本取引に関連する決議の行われた全ての対象者取締役会には、山下陽子氏以外の対象者の取締役及び監査役全員が出席し、出席取締役の全員一致で決議が行われており、かつ、社外監査役を含む対象者の監査役は、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

算定機関との関係

日興コーディアル証券は、公開買付者の関連当事者には該当いたしません。

（５）買付予定の株券等の数

株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定数の下限	株式に換算した買付予定数の上限
2,216,095（株）	-（株）	-（株）

（注１）応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注２）単元未満株式についても、買付け等の対象としております。但し、応募に際しては株券を提出する必要があります（株券が公開買付代理人（後記「（１１）公開買付代理人」において記載されるものをいいます。）を通じて株式会社証券保管振替機構により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。）。なお、会社法にしたがって株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公

開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は、市場価格で当該買取りを行います。

- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。したがって、本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある株券等の数の最大の数、対象者が平成 20 年 8 月 14 日に提出した第 52 期第 1 四半期報告書に記載された平成 20 年 6 月 30 日現在の発行済株式数 (7,734,270 株) から、対象者が平成 20 年 6 月 26 日に提出した第 51 期有価証券報告書に記載された平成 20 年 6 月 26 日現在の自己株式数 (18,605 株) を控除した株式数 (7,715,665 株) となります。但し、創業家一族は、公開買付者との間で本公開買付けに応募しない旨の同意をしておりますので、創業家一族の所有株式数 5,499,570 株を控除した場合は、最大 2,216,095 株となります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	5,498 個	(買付け等前における株券等所有割合 71.27%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	2,216 個	(買付け等後における株券等所有割合 28.73%)
対象者の総株主等の議決権の数	7,666 個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (2,216,095 株) に係る議決権の数です。

- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第 52 期第 1 四半期報告書 (平成 20 年 8 月 14 日提出) 記載の平成 20 年 3 月 31 日現在の「総株主の議決権」の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としており、また、創業家一族は公開買付者との間で本公開買付けに応募しない旨の同意をしているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書に記載された平成 20 年 6 月 30 日現在の発行済株式数 (7,734,270 株) から、対象者の第 51 期有価証券報告書 (平成 20 年 6 月 26 日提出) に記載された平成 20 年 6 月 26 日現在の自己株式数 (18,605 株) 及び創業家一族が所有する単元未満株式の数 (1,570 株) を控除した株式数 (7,714,095 株) に係る議決権の数 7,714 個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

- (注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 886 百万円

- (注1) 「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数 (2,216,095 株) に、1 株当たりの買付価格を乗じた金額です。応募株式等の数の合計が買付予定数以上のときは、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある株券等の数の最大の数である、対象者が平成 20 年 8 月 14 日に提出した第 52 期第 1 四半期報告書に記載された平成 20 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 (7,734,270 株) から、対象者が平成 20 年 6 月 26 日に提出した第 51 期有価証券報告書に記載された平成 20 年 6 月 26 日現在の自己株式数 (18,605 株) を控除した株式数 (7,715,665 株) 全てを買付けた場合の「買付代金」は 3,086,260,000 円となります。但し、創業家一族は、公開買付者との間で本公開買付けに応募しない旨の同意をしておりますので、

創業家一族の所有株式数 5,499,570 株を控除した場合は、最大 2,216,095 株となり、「買付代金」は 886,438,000 円になります。

(8) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

決済の開始日

平成 20 年 10 月 22 日 (水曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等 (外国人株主等の場合はその常任代理人) の住所宛に郵送いたします。

買付けは、現金にて行います。買付けられた応募株券等にかかる売却代金は、応募株主等の指示により決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等 (外国人株主の場合はその常任代理人) の指定した場所へ送金いたします。

(9) その他買付け等の条件及び方法

法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

該当事項はありません。公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令 (昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。) 第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。) 第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付期間中に、法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けにかかる契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 30 分 (但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。) までに、日興コーディアル証券に本公開買付けにかかる契約の解除を行う旨の書面 (以下「解除書面」といいます。) を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時 30 分 (但し、各営業店によって営業時

間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)までに、日興コーディアル証券に到達することを条件といたします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担といたします。

買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容にかかるものを、府令第 20 条に規定する方法により公表いたします。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正いたします。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正いたします。

公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表いたします。

その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けにかかる公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券

取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

（10）公開買付開始公告日

平成 20 年 9 月 2 日（火曜日）

（11）公開買付代理人

日興コーディアル証券株式会社

3．公開買付け後の方針等及び今後の見通し

（1）公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、対象者株式にかかる株券は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。さらに、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、公開買付者等の所有にかかる対象者株式数の合計が、対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数となることを予定しておりますので、その場合には対象者株式にかかる株券は上場廃止になります。上場廃止後は、対象者株式にかかる株券をジャスダック証券取引所において取引することができません。

（2）本取引のうち本公開買付け後の取引（いわゆる二段階買収に関する事項について）

本公開買付けの成立後、公開買付者は、創業家一族と合わせて、対象者の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の 71%を超える株式を取得することになりますが、本公開買付けにより、創業家一族の所有する株式と併せて、対象者の自己株式を除いた全株式を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け後本取引の一環として、以下の方法により、公開買付者を除く対象者の株主に対して対象者株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者等の所有にかかる対象者株式数の合計が、対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数となるよう本手続を行うことを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後速やかに、公開買付者は、定款の一部変更をして対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、定款の一部変更をして対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、及び 対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付することを付議議案に含む臨時株主総会の開催を対象者に要請する意向を有しています。当該臨時株主総会の開催にあたり、公開買付者は、上記 乃至 を同一の本臨時株主総会に付議することを要請する予定です。また、本手続を実行するに際しては、本臨時株主総会において上記 のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記 については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする本種類株主総会の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、対象者に対し、本臨時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。なお、対象者はかかる要請に応じて本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催することを検討しており、本臨時株主総会及び本種類株主総会は、平成 20 年 12 月頃に開催される見込みです。

なお、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、創業家一族と合わせて、対象者の総議決権の 71%を超える株式を所有することになりますが、公開買付者及び創業家一族は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行

された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主の中で交付されるべき当該別個の種類の対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手續に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格（及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額）については、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は本日現在未定ですが、公開買付者は対象者に対し、公開買付者等の所有にかかる対象者株式数の合計が、対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数となるよう公開買付者等以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

また、公開買付者は、これらの手續を行った後、対象者を存続会社とし、公開買付者を消滅会社とする吸収合併等のグループ内組織再編を実施することを計画しております。

なお、上記乃至の手續に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i) 上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めにしたがって、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記の全部取得条項が付された株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めにしたがって、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、上記(i)又は(ii)の方法がとられた場合に株主が取得できる価格は、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手續等に関しては株主各自において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。公開買付者は、上記乃至の方法については、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の対象者株主による対象者の株式の所有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を対象者に対して要請する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者は、公開買付者等の所有にかかる対象者株式数の合計が、対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数となるよう、公開買付者等以外の対象者の株主に対して最終的に現金を交付する方法を採用するよう、対象者に要請することを予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定です。

かかる乃至の議案や手續の実施の詳細につきましては、その決定次第、金融商品取引所等を通じ速やかに公表いたします。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手續における税務上の取扱については、株主各自により税務専門家にご確認下さい。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けについては対象者の平成20年9月1日開催の取締役会において、賛同することの決議を得ております。

公開買付者は、創業家一族との間で本公開買付けに応募しない旨の同意をしております。また、本公開買付けの成立を条件として、対象者株式の議決権その他の権利について共同して行

使用することを合意しております。

- (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報
該当事項はありません。

以 上